

部落解放研究所おしらせ

第六回全国部落解放研究者集会

部門別会議の概要

人権・行政部門会議報告

人権・行政部門会議では、最初に「興信所・探偵社規制条例（案）」の問題について、そのとづくみ経過を中心にして研究所の友永事務局長より報告をうけました。この問題の発端は、一九七五年の「部落地名総鑑」差別事件であり、この糾弾闘争の中で「地名総鑑」の作成者が判明したものの、法務省の調査にも応じないという懸念な問題が浮上し、現行法規上はその作成者を処罰したり強制的に調査に応じさせるなど

うことでもできない事態が生じました。さりに深刻な問題として、「地名総鑑」を作成する差別的な身元調査の実態が明らかとなりました。しかし、これにも全く手がつけられないまま放置されたわけです。このような中から差別を商つ興信所・探偵社に対して何らかの法的規制が必要であるとの声が高まり、あらかじめ角度からの検討の結果、「興信所・探偵社規制条例」を大

阪府に制定せよとするとの考え方があげられていきました。

大阪府の方でも条例内容の検討は早くより始められ、最初に「登録制」という形での対応が出ましたが、これだけではあまりにも不十分であることが指摘され、次に「プライバシー保護条例」という形で広く

うがとづく兵です。人権擁護ということでは法務省が所轄になってくるわけですが、府県行政のレベルでどうかという問題です。第二点目には、規制の対象範囲です。部落出身者だけに限定するのか、あるいは他の被差別者や誤情報による被害者にまで対象を広げるべきなのか、ということが論議になりました。一応の結論として、今日の興信所・探偵社の問題点が具体的に部落差別に集中していること、また対象を広げた場合、規制の仕方にさまざまなる検討をする側面があり、まだまだ研究を深めなければならない、ということから、今回は、部落差別にしばった興信所・探偵社規制条例となつたわけです。第三点目には、興信所・探偵社の遵守事項の明示ということで、その論議です。最低基準をはばかりむことはむずかしい課題です、あるじなこの条例で規制されるのは大阪府下の興信所・探偵社のみで、他府県の事業所については対象になりません。また、この条例が制定されたとしても、部落差別につながる身元調査が一〇〇%なくなるとは考えられないわけですが、基本的には、身元調査を必要とする人

々が存在する社会やのものが、抜本的に改められなければならないわけですが、条例化されることにより、大きな教育的効果が期待できるし、今、できる最大限のことをやるといつていう姿勢から、条例案がはじめられた。以上のような経過についての報告でした。

討論の中では、規制の対象を部落差別だけにしづめるのか、他の差別にも拡大するのか、あるいは興信所・探偵社だけでなく、信用調査機関にまで対象を広げるべきだとの意見も出されました。また、宗教教団の差別体質と関わって、お寺の過去帳が身元調査に使われている問題へのとりくみの必要性などを出されました。これらの意見をふまえて、九月大阪府議会での条例化にむかへることが確認されました。

新法制定以後、同和行政の見直しとして、特に個人給付の見直しがいくつかの自治体で進められてきていたわけですが、その発端は一九八〇年の大津市個人給付事業

の見直し作業にはじまり、それに続いて八尾市、北九州市、尼崎市、神戸市、伊丹市、埼玉県、大阪府等々、各地で同様の動きがあつてきました。この傾向を分析すると、全体として言えることは、個人給付の見直しは一般財政事情の悪化のしわ寄せとして、その補填策として打ち出されていくことです。個人給付見直しの理由としては、個人給付が部落住民の自立や自助努力を妨げているということが主張され、機械的に「削減」や「廃止」がうき出されてきているパターンがあると、紹介されました。

これらの動向に対する正しい対応として、第一に、前述のような人権・福祉予算削減としての機械的な個人給付削減・廃止はやめるべきことを迫ることです。第二に、具体的な部落の生活実態を基礎とした個人給付の見直しであるべきこと。この点では一九八二年の大阪部族実態調査により明らかのように平均世帯年収が全体よりも低いことも、不安定な就労実態が多くあり、結して低位な生活水準にあり、これらの点の解決のために必要な、これまでの

個人給付も含めた施策を抜本的に充実させ
る必要を示しています。その反面では、公
務員労働者が二〇年前に比べて大きく増加
している現実もあり、そのためには地元と
協力した実態調査をとらへむ中で、これら
の実態に合わせた検討が必要となつてしま
す。第三に、格差是正ということがよく言
われてゐるが、その内容、何を基準にして
の格差であり是正なのかがあいまいなままで
に、「格差はなくなった」、「同和とりす
ぎだ」と一方的に結論づけられている点の
検討です。その点では一九六七年の大坂府
同和対策審議会答申に示された格差是正の
考え方を再認識することが大切となつてい
ます。第四に、日本の社会保障政策全体の
中での同和対策の位置やその果たしている
役割についての提起の必要性についてで
す。日本の社会保障や福祉が国際的にはま
だまだ貧困な状況にあって、部分的には同
和対策事業による諸施策がその底上げの役
割を果たしているわけです。その点の解明
をふまえての取組みが今後は重要です。

その他に、真に部落解放に役立つ（生活
実態の向上、国民の差別意識の撤廃等々）

内容となつてゐるかという観点からみてい
くと、同和事業の制度的欠陥、見直しの論
議が出てきて当然ともいえる側面、事業内
容の場所たら性や事業執行のあり方、民主
的管理を強めていく課題なども存在し、こ
れらは、先に述べたマイナスの方向、財政
が苦しいから機械的に個人給付を削減する
という方向ではなく、部落解放につながる
同和事業のあり方という積極的な検討を進
める必要が強調されました。そして最後
に、こいつした論議は新法一年の期限後をひ
かえ、高まつつある「部落解放基本法」
制定の論議ともあわせて、方向づけていく
ことが大切である、と憲約されました。
以上で、人権・行政部門会議の報告を終
ります。

（報告者・中村清一）